

## 刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「融資管理3級」の受験参考書として刊行されたものです。

過去の試験問題については『融資管理3級問題解説集』に収録されておりますが、本書は、試験問題を解くために必要な知識について要点的に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に制作されております。

融資を業務の主な柱とする銀行等金融機関にとって、債権の管理・回収への取組みは必須の事項です。ここでは必ずしも掘り下げた法律論の勉強が求められているわけではありませんが、金融機関の行職員は、広汎にわたる金融法務の知識をベースに、実体法と手続法に基づいた対応と判断が求められることになります。

銀行業務検定試験「融資管理3級」は、金融機関の行職員の、債権管理・回収についての知識の習得度を判定しようとするもので、特に融資業務に携わる方々にとって、本試験にチャレンジすることは、たんに知識の習得度の確認だけでなく日常業務のレベルアップを確実にするためにも有用であり、これを広く推奨する所以です。

本書を『融資管理3級問題解説集』と併せて有効に活用し、銀行業務検定試験「融資管理3級」に合格され、もって日常業務推進の一助とされることを祈念してやみません。

2021年10月

経済法令研究会

## 目 次

刊行にあたって

学習の手引—本書利用のしかた (13)

過去 5 回分の出題項目 (14)

銀行業務検定試験「融資管理 3 級」出題範囲 (16)

## 第 1 章 債権管理

1	融資契約と債権管理	2
1	銀行取引約定書	2
	(1) 銀行取引約定書とは／(2) 効力／(3) 構成およびポイントとなる条項	
2	当座勘定貸越約定書	6
3	支払承諾約定書 (債務保証約定書)	8
4	消費者ローン契約書	9
5	信用保証協会保証契約約定書	10
2	融資債権の変更	12
1	手形貸付と手形書替	12
	(1) 手形貸付／(2) 手形書替	
2	期限延長と短縮	14
	(1) 期限の延長／(2) 期限の短縮	
3	債務引受	16
	(1) 債務引受／(2) 併存的債務引受／(3) 免責的債務引受	
4	金利変更等, 融資条件の変更	18
	(1) 金利の変更／(2) その他の融資条件の変更	
3	個人融資先の変動	23
1	個人融資先の交替	23
	(1) 個人融資先交替の意義／(2) 債務者の交替による更改／(3) 免責的債務引	

	受による債務者の交替	
2	融資先の死亡と債務の相続	25
	(1) 債務の相続／(2) 保証・担保への影響	
3	融資先の死亡と法定相続	27
	(1) 法定相続分／(2) 金銭債務の共同相続／(3) 債務承継手続／(4) 連帯債務者の死亡	
4	相続方法の確認	30
	(1) 単純承認／(2) 限定承認／(3) 相続の放棄	
5	相続人不存在と融資金	34
	(1) 相続人不存在の意義／(2) 相続財産管理人の選任／(3) 相続人の捜索と管理／(4) 債権請求の申出の催告／(5) 相続債権者および受遺者に対する弁済／(6) 相続人不存在の留意点	
6	融資先の行方不明	36
	(1) 事実関係の確認と期限の利益の喪失／(2) 融資先に対する意思表示／(3) 債務者行方不明の場合の債権回収／(4) 融資先行方不明の場合の留意点	
7	制限行為能力者制度（法定後見制度・任意後見制度）	39
	(1) 制限行為能力者制度の概要／(2) 成年被後見人／(3) 被保佐人／(4) 被補助人／(5) 任意後見制度／(6) 成年後見登記制度／(7) 金融取引実務における対応／(8) 未成年者	
4	法人融資先の変動	50
1	法人代表者（代表取締役）の変更・死亡	50
	(1) 代表取締役の変更・死亡／(2) 代表者の変更と登記の効力／(3) 代表取締役変更登記の確認／(4) 代表取締役の欠員と選任	
2	融資先の事業の譲渡・事業の譲受	53
	(1) 事業の譲渡の意義／(2) 事業譲渡による債務者の変更／(3) 事業譲渡と詐害行為	
3	融資先の商号・住所・事業目的の変更	55
	(1) 融資先の商号・住所の変更／(2) 事業目的の変更	
4	融資先の合併	57
	(1) 合併の意義／(2) 融資先が他社を吸収合併した場合／(3) 融資先が他社に吸収合併された場合／(4) 合併日後合併登記日までの融資取引	

## (4)

5	融資先の組織変更	62
	(1) 組織変更の意義／(2) 組織変更の手続／(3) 融資先の法人成り	
6	融資先の解散・清算	67
	(1) 解散の意義と種類／(2) 解散事由／(3) 休眠会社のみなし解散／(4) 清算の開始原因／(5) 清算人の選任と職務／(6) 公告・債務の弁済等	
5	時効の管理	71
1	時効の意義	71
2	時効管理の意義	72
3	消滅時効の要件	72
	(1) 起算点／(2) 時効期間	
4	時効の援用，時効の効果および時効利益の放棄	75
	(1) 時効の援用／(2) 時効の効果／(3) 時効利益の放棄および援用権の喪失	
5	時効障害（更新・完成猶予）	79
	(1) 意義／(2) 障害事由／(3) 完成猶予および更新の効果／(4) 完成の猶予および更新の効力の及ぶ人的範囲	
6	保証の管理	86
1	保証の意義	86
	(1) 保証の法的意義／(2) 保証債務の法的特色／(3) 保証の種類	
2	保証契約の締結	90
	(1) 保証契約締結における留意点／(2) 保証契約における担保保存義務免除	
3	根保証	97
	(1) 意義および種類／(2) 極度額による制約／(3) 根保証契約の終了	
4	保証の管理	101
	(1) 主債務の変動と保証契約／(2) 債務者の変動と保証契約／(3) 保証人の変動と保証契約／(4) 保証人に対する情報提供	
5	信用保証協会による保証	108
	(1) 意義／(2) 保証契約の成立等／(3) 免責事由／(4) 管理および代位弁済	
6	経営者保証に関するガイドライン	116
	(1) ガイドライン制定の背景／(2) ガイドラインの概要／(3) 特則の策定	

7	抵当権の管理	118
1	(普通) 抵当権の管理	118
	(1) 総説／(2) 抵当権の設定契約／(3) 抵当権の目的物	
2	抵当権の効力	121
	(1) 総説／(2) 抵当権の効力が及び範囲／(3) 代償物(物上代位)について	
3	抵当権の侵害とその対応	123
	(1) 設定者による抵当物の毀損行為／(2) 第三者による抵当権の侵害	
4	抵当権の処分	125
	(1) 転抵当／(2) 抵当権の譲渡・放棄／(3) 順位の譲渡・放棄	
5	抵当権の順位の変更	126
6	抵当権の分筆・合筆	127
7	抵当不動産の使用変更	128
	(1) 抵当不動産に設定された賃借権／(2) 抵当土地上の建物新築／(3) 抵当建物の増築・改築・移転・取壊し	
8	被担保債権・抵当債務者の変動	131
	(1) 被担保債権の範囲／(2) 被担保債権の譲渡／(3) 抵当不動産の取得／ (4) 代価弁済／(5) 抵当不動産に相続が生じた場合	
9	抵当権消滅請求	133
	(1) 抵当権消滅請求制度／(2) 手続方法	
10	抵当権解除・担保差替と担保保存義務	134
	(1) 抵当権の解除／(2) 担保差替／(3) 担保保存義務との関係	
8	根抵当権の管理	137
1	根抵当権の意義	137
	(1) 総説／(2) 普通抵当権との違い	
2	根抵当権の設定	138
	(1) 根抵当権の設定／(2) 根抵当権設定契約／(3) 根抵当権の第三者対抗要件	
3	根抵当権の効力	140
	(1) 優先弁済の制度／(2) 確定前における付従性・随伴性の否定	
4	根抵当権の変更	141
	(1) 元本確定前の根抵当権の変更の考え方／(2) 極度額の変更／(3) 被担保債権の変更／(4) 債権者の変更・第三者の弁済／(5) 元本確定前の処分禁止／(6) 転抵当	

## (6)

5	根抵当権の譲渡	144
6	根抵当権の元本の確定	145
7	根抵当権設定者の保護	150
	(1) 極度額減額請求権/(2) 根抵当権消滅請求権	
8	根抵当権の相続・合併	150
	(1) 根抵当権の相続/(2) 法人の合併	
9	根抵当権と債務引受	153
10	根抵当権の共有	153
11	共同根抵当	154
	(1) 純粋共同根抵当/(2) 累積根抵当/(3) 共同根抵当の変更・確定	
9	倒産の予知と対応策	156
1	企業の業態悪化の兆候	156
	～非財務面分析のポイント～	
	(1) 経営環境の変化と融資先の業況把握/(2) 預金取引面における兆候/ (3) 融資取引面における兆候/(4) 企業活動面(人的側面)における兆候/ (5) 風評など	
	～財務面分析のポイント～	
	(1) 警戒すべき兆候/(2) ヒアリングの実施/(3) 徴求すべき書類/(4) 財務諸 表の分析/(5) 必要運転資金の算出/(6) 資金繰表の分析/(7) 企業の実態調 査/(8) 収益力と返済原資の分析	
2	財務資料の分析	167
3	企業の信用悪化と対応策	171
	(1) 業態悪化の兆候への対応/(2) 企業実態の分析結果と対応策	
10	倒産時の対応	174
1	融資先倒産時の初動対応	174
	(1) 店内周知の徹底/(2) 本部および関係店への報告・連絡/(3) 登記留保、 仮登記の本登記/(4) 期限の利益喪失通知・催告書の発送	
2	保全状況の把握	176
	(1) 保全バランスの作成/(2) 債権証書等の点検/(3) 担保の点検/(4) 信用 保証協会保証の点検/(5) 回収計画の作成	

- 3 保全不足への対応……………181  
 (1) 担保外資産の調査／(2) 仮差押え

## 第2章 債権回収

- 1 弁済と充当……………184
- 1 弁済の提供・弁済の時期と場所……………184  
 (1) 弁済の提供／(2) 弁済の時期
- 2 本旨弁済……………187  
 (1) 意義／(2) 金銭債務の本旨弁済／(3) 弁済の充当
- 3 代物弁済……………191  
 (1) 意義／(2) 代物弁済の要件／(3) 代物弁済の効果／(4) 代物弁済の予約／  
 (5) 代物弁済を受ける場合の注意点
- 2 第三者弁済と代位……………194
- 1 第三者による弁済と代位……………194  
 (1) 第三者弁済の意義／(2) 法定代位と任意代位
- 2 保証人による弁済……………197  
 (1) 代位弁済の手續／(2) (根)抵当権の移転／(3) 留意点／(4) 一部弁済と代位
- 3 保証人の求償権……………200  
 (1) 弁済者の求償権の範囲／(2) 委託を受けた保証人の求償権／(3) 委託を受  
 けない保証人の求償権／(4) 保証人の求償権と原債権との関係
- 3 相殺……………203
- 1 相殺の意義……………203  
 (1) 相殺の意義／(2) 差引計算
- 2 相殺の機能……………204  
 (1) 簡易決済機能／(2) 公平維持機能／(3) 担保的機能
- 3 相殺の要件……………205  
 (1) 総説／(2) 債権の対立／(3) 同種の目的／(4) 弁済期／(5) 債権の性質／  
 (6) 相殺の禁止
- 4 相殺の方法……………209  
 (1) 相殺通知／(2) 相殺通知の相手方／(3) 相殺通知の送達

(8)

5	相殺の効果	210
	(1) 遡及効／(2) 約定における差引計算規定	
6	差押えと相殺	211
	(1) 第1項／(2) 第2項	
7	手形と相殺	213
8	預金担保と相殺	214
9	法的整理と相殺	215
	(1) 破産と相殺／(2) 民事再生手続と相殺／(3) 会社更生手続と相殺／(4) 特別清算と相殺	
10	相殺権の濫用	222
	(1) 意義／(2) 具体例	
11	払戻充当	223
	(1) 意義／(2) 相殺との異同	
4	債権譲渡	225
1	債権譲渡を手段とした債権回収	225
	(1) 意義／(2) 債権の譲渡性／(3) 債権譲渡と対抗要件	
2	債権譲渡担保権の設定	229
	(1) 債権担保の意義／(2) 担保権の設定方法／(3) 将来債権の譲渡担保	
3	債権譲渡担保権の実行	233
4	貸付金債権の流動化に関する問題	233
	(1) 債権流動化の目的／(2) 債権流動化にかかる法的問題	
5	代理受領・振込指定	235
1	代理受領	235
	(1) 代理受領の意義／(2) 代理受領の効力	
2	振込指定	239
	(1) 振込指定の意義／(2) 第三債務者に対する効力／(3) 第三者に対する効力／(4) 債務者倒産時の振込指定の効力	
6	抵当権の実行	242
1	総説	242
	(1) 抵当権と根抵当権／(2) 不動産競売手続／(3) 不動産競売と執行機関	



2	抵当権実行の要件	244
	(1) 抵当権の存在/(2) 被担保債権の存在/(3) 弁済期の到来	
3	不動産競売の申立	246
	(1) 申立の方法/(2) 添付書類	
4	不動産競売開始決定の効力	248
	(1) 差押宣言および登記/(2) 競売開始決定の送達/(3) 差押えの効力/ (4) 一括競売制度の拡充	
5	物件の調査と評価	249
	(1) 現況調査命令/(2) 評価命令/(3) 売却基準価額の決定と無剰余取消/ (4) 物件明細書の作成	
6	売却の実施	251
	(1) 売却の方法および公告/(2) 内覧制度/(3) 買受けの申出と売却許可/ (4) 不動産競売における暴力団員等の買受け防止	
7	代金納付	255
	(1) 代金納付と不納付/(2) 代金納付の効果	
8	配当手続	255
	(1) 配当の意義/(2) 配当期日の指定および呼出し/(3) 配当表の作成と配当の 実施/(4) 共同抵当における配当/(5) 配当異議手続	
9	抵当権と賃借権	258
	(1) 総説/(2) 対抗できる賃借権/(3) 明渡猶予期間制度	
10	抵当権と法定地上権	261
	(1) 意義/(2) 内容/(3) 成立要件/(4) 共有と法定地上権	
11	担保不動産収益執行	264
	(1) 意義/(2) 執行手続	
12	抵当権消滅請求	266
	(1) 意義/(2) 消滅請求の手続	
7	抵当権に基づく物上代位	268
1	物上代位の意義	268
	(1) 物上代位の法的意義/(2) 物上代位による賃料差押え	
2	物上代位の要件	269
	(1) 抵当権の存在/(2) 被担保債権の弁済期の到来/(3) 差押え	

3	物上代位に基づく債権差押えの申立方法	271
	(1) 総説／(2) 申立書の記載事項／(3) 添付書類	
4	物上代位に基づく債権差押えの効果	272
5	物上代位に関する法的問題	272
	(1) 転貸賃料と物上代位／(2) 権利の競合／(3) 物上代位と債権譲渡／(4) 物上代位と相殺の優劣／(5) 物上代位と敷金の充当	
8	競売妨害対策	278
1	競売妨害総論	278
	(1) 競売妨害事件の背景／(2) 妨害排除のポイント	
2	競売妨害の態様と効果	281
	(1) 競売妨害の目的／(2) 態様と効果	
3	民事上の法的措置(民事執行法に基づく保全処分)	284
	(1) 総説／(2) 保全処分の概要／(3) 保全処分の類型／(4) 保全処分の要件／(5) 保全処分の内容／(6) 保全処分の執行	
4	刑事上の法的措置	293
	(1) 刑事告訴・告発／(2) 競売妨害の犯罪類型	
5	地代の代払い	296
9	仮差押え・仮処分	297
1	仮差押え	297
	(1) 仮差押えの意義／(2) 仮差押えの要件／(3) 不動産に対する仮差押えの執行／(4) 動産に対する仮差押えの執行／(5) 債権に対する仮差押えの執行／(6) 手続の概要	
2	仮処分	306
	(1) 仮処分の意義／(2) 仮処分の要件／(3) 手続の概要	
3	仮登記仮処分と保全仮登記	308
	(1) 仮登記仮処分(仮登記を命ずる処分)／(2) 処分禁止の仮処分との異同	
10	強制執行	311
1	強制執行の意義	311
	(1) 債務名義／(2) 強制執行の種類	

2	強制執行手続の概要	313
	(1) 差押え/(2) 換価/(3) 満足	
3	不動産に対する強制執行	314
	(1) 強制競売/(2) 強制管理	
4	動産に対する強制執行	322
	(1) 動産執行の申立/(2) 差押え/(3) 換価/(4) 貸金庫内容物への執行	
5	債権に対する強制執行	326
	(1) 債権執行の申立/(2) 金銭債権の差押え/(3) 金銭債権の換価/(4) (仮)差押えの競合	
6	債務者の預貯金債権に係る情報の取得	334
	(1) 対象金融機関と開示情報の内容/(2) 情報取得の要件等/(3) 金融機関の実務対応	
11	少額訴訟・支払督促	338
1	少額訴訟	338
	(1) 少額訴訟の意義/(2) 手続の対象/(3) 手続の選択/(4) 一期日審理の原則/(5) 審理手続の特則/(6) 裁判および強制執行の特則/(7) 不服申立の制限	
2	支払督促	342
	(1) 支払督促の意義/(2) 支払督促の要件/(3) 手続の概要	
12	倒産処理手続	345
1	倒産処理手続の意義と類型	345
	(1) 倒産処理手続とは/(2) 私的整理	
2	破産	347
	(1) 破産とは/(2) 破産手続の流れ/(3) 包括的禁止命令/(4) 破産債権の届出・調査および確定/(5) 破産財団の換価/(6) 債権者集会/(7) 個人の破産手続の特則/(8) 各種債権の優先順位の変更/(9) 相殺の禁止と否認権/(10) 破産手続における債権と留意点	
3	特別清算	362
4	民事再生	364
	(1) 民事再生手続とは/(2) 民事再生の効果・特徴/(3) 民事再生における債権と留意点	

5	会社更生	372
	(1) 会社更生手続とは／(2) 会社更生手続の流れ／(3) 会社更生の効果・特徴／	
	(4) 会社更生における債権と留意点／(5) その他会社更生手続のポイント	
13	自己査定と債権償却	383
1	自己査定と債務者区分	383
	(1) 自己査定／(2) 債務者区分／(3) 担保と分類／(4) 債権の分類基準	
2	不良債権の開示	391
	(1) 3種類の開示不良債権表示／(2) 自己査定に基づく広義の不良債権／	
	(3) 金融機能再生緊急措置法における債権区分／(4) 銀行法に基づくリスク管理債権／(5) 自己査定と金融機関	
3	債権償却	394
	(1) 債権償却とは／(2) 債権償却の種類／(3) 債権譲渡による不良債権処理／	
	(4) 債権償却と金融機関経営	

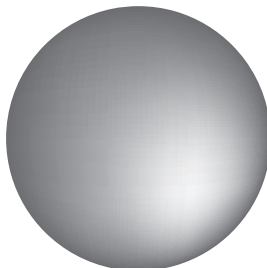
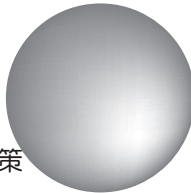
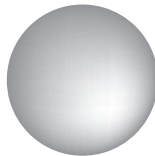
☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆  
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。  
(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

## 債権管理

---

---

- 1 融資契約と債権管理
- 2 融資債権の変更
- 3 個人融資先の変動
- 4 法人融資先の変動
- 5 時効の管理
- 6 保証の管理
- 7 抵当権の管理
- 8 根抵当権の管理
- 9 倒産の予知と対応策
- 10 倒産時の対応



## 1

## 融資契約と債権管理

〈学習上のポイント〉

融資取引に関する基本約定である、銀行取引約定書の「全銀協ひな型」は、平成12年に廃止され、各金融機関が独自の約定書を作成することとされている。しかし「旧ひな型」の重要事項は各金融機関において踏襲されているため、重要事項は引き続き融資管理上きわめて重要な役割を果たしている。

また、当座勘定貸越約定書、支払承諾約定書、消費者ローン契約書、信用保証協会保証契約約定書など、各種約定書に関しては多くの出題がある分野であり、それぞれの特性を学習する必要がある。

## 1 銀行取引約定書

## 関連過去問題

2021年 問1  
2019年 問1  
2018年 問1  
2016年 問1

## (1) 銀行取引約定書とは

銀行取引約定書は、銀行の与信取引に適用される基本約定書である。従前、全銀協（全国銀行協会）制定の銀行取引約定書ひな型（以下「旧ひな型」という）が各行において使われていたが、旧ひな型は平成12年4月18日付で廃止され、各行の自己責任において銀行取引約定書を取り扱うこととされている。しかしながら、銀行取引約定書の期限の利益喪失条項等、基本的な部分は踏襲され各行で使用されている。したがって、ここでは旧ひな型をベースに解説する。

銀行取引約定書は、第1に、与信取引の基本約定という性格がある。第2に、銀行取引約定書は融資取引に使用される

共通約定書である。たとえば証書貸付・当座貸越等の種類ごとに特有な事項は原則として含まれていないため、**個別の約定書が必要となる**。ただし、手形貸付と手形割引は通常個別の約定書を作成することはなく、銀行取引約定書が個別約定書の役割を果たしているともいえる。

## (2) 効力

銀行取引約定書（銀行取引約定書等のようにある種類の取引についてあらかじめ定型的に定められた契約条項を**普通取引約款**という）は、民法等の法律との関係では**当事者間の特約**としての効力がある。強行法規に反しない限り、また「**権利濫用**」または「**信義則違反**」等の事実がない限り、契約自由の原則に則り、融資取引に適用される。

個別約定書との関係は、銀行取引約定書は一般約定書として位置付けられているところから、他の個別約定書との間で矛盾する定めがあれば、個別約定書が優先し、銀行取引約定書のその部分の効力は失われる。

## (3) 構成およびポイントとなる条項

銀行取引約定書（旧ひな型）の構成は以下のとおりとなっている。

- ① 総則的条項：1条, 3条, 11条, 12条, 13条, 14条
- ② 債権保全条項：2条, 5条, 6条, 7条（7条の2）, 8条, 9条（9条の2）
- ③ 危険負担・免責条項：10条
- ④ 担保・保証条項：4条, 保証条項

以上のうち、融資管理上特に重要な条項は、②の債権保全条項と④の担保条項である。それぞれの条項の趣旨・概要は

以下のとおりである。

i) **手形と借入金債務（2条）**

手形貸付等手形による貸付をした場合に、手形債権と原因債権の行使の順序について、その選択を銀行の任意とする趣旨である。

ii) **担保条項（4条）**

1項では、債権保全上相当の事由が生じたときは、銀行等金融機関の請求によって、増担保や保証人を追加するものとしている。

また、4項では、延滞の発生等、債務者が債務を履行しなかった場合は、銀行等金融機関が占有している債務者の動産、手形（代金取立手形等）その他の有価証券は、銀行等金融機関において取立または処分することができ、取立金等を延滞貸出等に充当できるものとしている。銀行の場合は、この特約がなくても商事留置権により債権保全を図ることができるが、信用金庫等の商人ではないとされる金融機関の場合は、商事留置権の行使は認められないため、この特約はきわめて重要である。

なお、この条項に基づき取り立てた代金取立手形が不渡返還された場合は、さらに裏書人に対する遡求権を行使して取り立てた取得金を貸出金等に充当することが可能となる。

iii) **期限の利益喪失条項（5条）**

銀行取引約定書（旧ひな型）条項のうちで6条の割引手形の買戻請求権条項と並び最も重要な条項といえる。期限の利益喪失条項は、融資先が債務を弁済するについて期限の利益を有している場合でも、その利益を喪失し、ただちに弁済しなければならない事由および条件を定める。本条の構成は、その事由を1項と2項に分け、銀行が通知催告等をしなくて



も当然に期限の利益を喪失させるもの（当然喪失事由）が1項に、銀行が請求することによって期限の利益を喪失させるもの（請求喪失事由）が2項に記載されている。銀行取引約定書旧ひな型・各行所定の約定書等を参照し、それぞれの項目の内容を理解しておく必要がある。

#### iv) 割引手形の買戻し（6条）

手形割引に適用される買戻請求権発生条項である。手形割引の法的性質は売買と解されているため、割引依頼人が買戻義務を負う条件としての、発生事由およびその範囲、発生時期が規定されている。どのようなケースで買戻請求権が発生するかを理解しておく必要がある。

#### v) 差引計算（7条）

銀行が差引計算（相殺・払戻充当）をする場合の規定である。1項において、預金等の期限到来前でも相殺ができることが明らかにされ、2項においては、相殺に代えて払戻充当の手段を用いてもよいことを特約している。さらに、3項では、差引計算の場合の利息・損害金等は差引計算を実行する日まで計算すること、これらの利率等は銀行の定め委ねることを特約している。

#### vi) 手形の呈示・交付と「とめおき権」（8条）

銀行が権利行使等にあたり、手形の呈示・交付を省略できる場合を定めている。1項において、原因債権で差引計算する場合の手形の取扱いについて、融資先の履行後に返却すればよいこととして同時履行義務を排除している。2項・3項では、手形債権で差引計算する場合に限定的に手形の呈示・交付を不要としたうえで、手形の返還についての特約をおいている。4項では、返還すべき手形に融資先以外の債務者（裏書人・保証人等）があるときは、「とめおき権」を発生させ、

当該手形の取立代り金によって、融資先に対する履行期の到来した他の債権に充当することを可能としている。

#### vii) 充当の指定（9条）

融資先からの任意弁済、銀行の行う差引計算において、弁済・計算後も債権がなお残る場合に、充当指定権を銀行が有することを特約し、残債権の回収にあたり銀行に不利な状態が生じないようにしている。

### 関連過去問題

2021年 問2

2019年 問2

2017年 問1

## 2 当座勘定貸越約定書

当座勘定貸越約定書は、当座勘定取引を前提として、取引先が主として当座預金残高を超えて呈示された手形・小切手について、一定の極度額まで銀行が支払義務を負うことを定めた**融資契約書**の一種である。

当座貸越の返済時期は自由だが、融資先等に一定の事由が発生すると、取引先は即時支払義務を負うことがある。返済期限を定めた当座貸越も存在する。なお、下記のとおり当座勘定貸越約定書において、銀行が過振りを行うことがある旨を規定しているが、**過振り**は銀行の裁量で当座預金残高（または当座貸越極度額）を超えて支払うものであり、銀行に極度内の融資義務が発生する**貸越**とは本質的に異なる。

融資管理上、当座勘定貸越約定書のポイントとなる条項は以下のとおりである。

#### i) 貸越極度額（1条）

貸越極度額を定める。極度額を定めると、銀行は取引先に対して極度額まで貸越を行う義務を負う。銀行の裁量により極度額を超えて手形・小切手の支払を行うことができるが、この裁量による極度額超の支払を**過振り**といい、取引先は銀

行から請求があり次第ただちに極度額を超える金額を支払わなくてはならない。

ii) 取引期限（2条）

取引期限を定める場合と定めない場合がある。期限を定めたときは、期限の到来によって貸越取引は終了し、取引先は既発生の貸越元利金の弁済義務を負う。

iii) 担保（4条）


貸越金がある場合、当座勘定に受け入れ、振り込まれた証券類は貸越金の担保となる。

iv) 即時支払（5条）


銀行取引約定書の期限の利益喪失条項と同趣旨の規定である。取引先に信用不安などの一定の事由が生じたときは、取引先に貸越金の即時支払義務が生じる。

v) 減額, 中止, 解約（6条）

金融情勢の変化、債権の保全その他の相当の事由があるときは、銀行は極度額を減額し、貸越を中止し、または解約することができることを定めている。また、減額や解約をした場合に、振り出された手形・小切手が不渡りになることがありうるが、その場合であっても銀行は責任を負わないことを特約している。



### 3 支払承諾約定書 (債務保証約定書)



支払承諾とは、取引先の依頼に銀行が応えて、取引先の債務を保証することである。支払承諾にあたり、銀行は銀行取引約定書のほかに、基本約定書として**支払承諾約定書**を徴求する。さらに、個別保証の依頼を受けるつど**支払承諾依頼書**(委託書)の提出を受ける。融資管理の観点から支払承諾約定書において重要な条項は以下のとおりである。

なお、信用金庫等は、支払承諾を債務保証といい、基本約定書として債務保証約定書を徴求し、個別保証の依頼を受けるつど債務保証依頼書(委託書)の提出を受ける。

#### i) 支払承諾の委託(1条)

取引先が支払承諾(保証)を依頼する場合は、そのつど支払承諾依頼書の提出を受けることとなっている。

#### ii) 支払承諾の方法(2条)

銀行が支払承諾を行う方法は、①保証書の発行、②手形保証、③手形引受、④その他の債務保証がある。

#### iii) 通知義務(5条)

取引先が主債務を履行した場合は、銀行に通知しなければならない。銀行が誤って二重に支払うことを防止している。

#### iv) 事前求償(8条)

支払承諾により銀行が保証債務を履行した場合、履行分等を取引先に求償できるが、一定の場合には履行前であっても求償が可能である(民法460条)。支払承諾約定書ではこの民法の要件を広げ、銀行取引約定書の期限の利益喪失条項に該当する事由が生じたときは、事前求償権の行使が可能とされている。

## 4 消費者ローン契約書

関連過去問題

2016年 問2

消費者ローン契約書は、証書貸付の証書の一種である。消費者ローンとしての性質から、通常の融資契約とは異なる点がいくつかある。銀行取引約定書にない独自の条項として、元利金返済額等の自動支払（1条）、繰り上げ返済（2条）、債権譲渡（13条）および個人信用情報センターへの登録（14条）の各条項がある。

### i) 元利金返済額等の自動支払（1条）

ローンの毎回の元利金返済方法は、銀行に持参する方法をとらずに、借主・銀行双方の負担軽減のため、元利金返済額相当額を返済用預金口座から自動支払により行う旨が定められている。

### ii) 繰り上げ返済（2条）

繰り上げ返済についての返済日、返済可能額、未払利息の扱い、繰り上げ返済後の約定返済方法、繰り上げ返済を行う場合の消費者の事前通知義務、所定の繰り上げ返済手数料の支払義務に関する特約を定め、特約に従うかぎり繰り上げ返済を認めている。

### iii) 期限前の全額返済義務（4条）

銀行取引約定書の期限の利益喪失条項に該当する条項である。借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金を返済しなかったとき等は当然に、取引停止処分を受けたときや支払を停止したとき等は銀行の請求により、債務全額について期限の利益を喪失することとされている。

#### iv) 銀行からの相殺（5条）

ローンが弁済期にあるときは、銀行はいつでも借主に対する預金等債務と相殺することができる旨が定められている。銀行取引約定書の差引計算条項と同様の規定である。

#### v) 借主からの相殺（6条）

預金等の満期が到来していれば、ローンの期限が未到来であっても、借主の側から相殺ができる旨が定められている。いわゆる逆相殺の規定である。

#### vi) 債権譲渡（13条）

ローン債権を流動化するためにあらかじめ譲渡できることを特約している。なお、譲渡した場合は、譲渡人銀行は譲受人の代理人となることを併せて定めている。

#### vii) 個人信用情報センターへの登録（14条）

借入内容にかかる客観的事実について、借入期間中および債務の全額返済日から5年間、個人信用情報を銀行が加盟する信用調査機関に登録する旨を特約している。



## 5 信用保証協会 保証契約約定書



中小企業は、各地に存在する信用保証協会の保証を受けて銀行等から融資を受けることができる。銀行と信用保証協会の関係は債権者と保証人の間柄であるが、通常の保証と異なる面があり、信用保証協会と銀行との間で免責規定等が結ばれているため、債権者である銀行にも制約がある。また、信用保証協会の保証については、銀行は一般の保証人と異なり、**担保保存義務免除**の特約を結んでいない。したがって、協会の承諾なしに**担保の解除（差替）**等を行うと、後日**免責**を主張されるおそれがある。

〈執筆協力（50音順）〉

大平 正（法学博士）

香月 裕爾（弁護士）

高橋 恒夫（経済法令研究会顧問・専任講師）

永井 均（弁護士）

その他，実務家の方々

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には，当社ホームページに掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#)）

---

銀行業務検定試験 公式テキスト **融資管理 3 級** 2022年 3 月受験用

---

2021年11月30日 第 1 刷発行

編 者 経 済 法 令 研 究 会

発 行 者 志 茂 満 仁

発 行 所 (株) 経 済 法 令 研 究 会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町 3-21

電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4897

<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

---

制作／経法ビジネス出版(株)・佐々木健志 印刷／あづま堂印刷(株) 製本／(株)ブックアート

---

© Keizai-hourei Kenkyukai 2021

ISBN978-4-7668-4408-5

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。